

議案第65号

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（平成21年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町こども施策審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 幕別町におけるこども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として幕別町こども施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条各号列記以外の部分中「地域協議会」を「審議会」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画（同条第5項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。）の策定及び変更に関すること。

ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画

イ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

エ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画

第2条第4号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同条第5号中「次世代育成支援対策」を「こどもに関する施策」に改める。

第3条から第5条までの規定中「地域協議会」を「審議会」に改める。

第6条中「地域協議会」を「審議会」に、「保健福祉部」を「保健福祉部こども課」に改める。

第7条中「地域協議会」を「審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定に基づき委嘱された幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の幕別町こども施策審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により幕別町こども施策審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱された委員の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

第3条 この条例の施行の際、現に旧条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長である者は、それぞれ新条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長とみなす。

（幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。

（幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。